

令和 7 年 第 4 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和7年第4回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和7年4月17日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所本館3階委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君  
委 員 高 橋 太 朗 君  
教 育 長 職 務 代 理 者 酒 井 康 生 君  
委 員 飯 田 ひ と み 君  
委 員 荒 木 友 博 君  
委 員 桑 野 啓 子 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 久 下 和 宏 君  
子 ども 未 来 創 造 局 長 藪 本 正 博 君  
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長 今 中 美 穂 君  
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長 浅 井 文 彦 君  
子 ども 未 来 創 造 局 副 部 長 三 島 新 平 君  
子 ども 未 来 創 造 局 学 校 教 育 監 高 取 貞 光 君  
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 濱 口 悟 君  
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 山 田 睦 美 君  
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 山 根 貴 之 君  
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 遠 近 高 明 君  
教 育 政 策 室 長 渡 邊 弘 君  
教 職 員 人 事 室 長 北 川 雅 崇 君

学校生活支援室長	宇根彩美君
放課後子ども支援室長	六島拓也君
学校教育室	新井邦子君
学校給食室長	白井晃世君
子育て支援室長	吉田将康君
保育・幼児教育センター長	大上和代君
保育幼稚園利用室長	森川祥充君
子どもすこやか室長	川口敦子君
児童相談支援センター長	辻 紗織君
天然記念物室長	皆川綾子君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事	原田親典君
教育政策室	山田麻衣君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市学校防災指針改訂の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会府費負担教職員に関する懲戒処分指針改正の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会公印規則改正の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会小中一貫教育推進監設置規則廃止の件
- 日程第 8 箕面市立学校管理運営規則等改正の件
- 日程第 9 箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 10 箕面市学校給食費の取扱いに関する規則改正の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 12 長期休暇中における箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱制定の件
- 日程第 13 箕面市受験料等助成金交付要綱制定の件
- 日程第 14 箕面市学力保障・学習支援事業実施要綱改正の件
- 日程第 15 箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 16 箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件
- 日程第 17 箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 18 箕面市見守りおむつ定期便事業実施要綱制定の件
- 日程第 19 箕面市産後ケア事業実施要綱改正の件
- 日程第 20 箕面市出産・子育て応援事業実施要綱改正の件
- 日程第 21 箕面市ぴよぴよサポート事業（産前産後ヘルパー派遣）に関する要綱制定の件
- 日程第 22 箕面市親子関係形成支援事業実施要綱制定の件
- 日程第 23 箕面市情報開示審査会への諮問の件
- 日程第 24 令和 6 年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件
- 日程第 25 箕面市教育委員会審理員及び審理補助員任命の件
- 日程第 26 箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 27 保育・幼児教育サポーター任命の件
- 日程第 28 箕面山ニホンザル保護管理委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 29 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 30 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(午後 1 時開会)



園所長会では出席のメンバーに対してこれをもとにしっかりと取り組んでいくということを確認したところです。教育長報告としましては、4月4日に令和7年度市町村教育委員会教育長会議、4月11日に令和7年度大阪府都市教育長協議会の総会及び4月定例会がありました。「今年度頑張っていきましょう」ということで、それぞれの組織でキックオフという形で会議は行われました。以上、教育長報告とさせていただきます。

- 教育長（藤迫稔君）：何かご質問、ご意見ございますか。
- 教育長（藤迫稔君）：まず、日程第3、議案第39号「箕面市学校防災指針改訂の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長：本件は、台風接近時における修学旅行などの宿泊を伴う校外学習の実施について、その可否に関する指針を追加するため、提案するものです。改訂部分としては、修学旅行などの宿泊を伴う校外学習の実施可否について、旅行先の状況や旅行期間中の気象予報なども踏まえて校長が判断するものとし、現に警報などが箕面市内に発令されている際には、安全に対する十分な配慮をしなければならない旨を追加するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：本件につきましては、協議会などで何度も議論いただきまして、各委員さんの意見を踏まえた上で議題にしています。改正の部分については、これまで明文化したものがありませんでしたが、やはり明文化すべきではないかということで明文化しております。これは2つのことを想定しております。1つ目は、箕面市に警報が出ているが、宿泊行事の行き先は警報が出ていない場合です。本来は箕面市内で基準時間に警報が出ている場合はその日は休校になりますが、そのような場合は、多少時間をずらすなどして行くことを学校長が判断できます。2つ目は、箕面市には何も警報が出ていないが、行き先に大きな警報が出ている場合です。箕面市では学校を休むような状況はなくても、行き先の状況を見て中止の判断をするということを明文化しましたので、よろしく申し上げます。
- 教育長（藤迫稔君）：他、よろしいでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第39号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
(“異議なし”の声あり)
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第4、議案第40号「箕面市教育委員会府費負担教職員に関する懲戒処分指針改正の件」を議題といたします。議案の朗読

を省略し、提案理由を子ども未来創造局教職員人事室長に求めます。

○子ども未来創造局教職員人事室長： 本件は、箕面市教育委員会府費負担教職員に関する懲戒処分指針の公表基準について一部改正を提案するものです。箕面市教育委員会府費負担教職員に関する懲戒処分指針の「第3公表基準」について、公表内容、所属及び氏名の公表および公表の例外について、府条例第5条に掲げるとおりとし、府条例に合わせ、一部改正を行うものです。改正の理由といたしまして、これまで箕面市教育委員会府費負担教職員に関する懲戒処分指針と府条例の公表の基準が異なっており、今後、公表の方針について府条例に準ずるものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 今、説明がありましたように、非公開の基準について大阪府と人事権を受けた箕面市に齟齬がありましたので合わせるべきということで、今回からは府条例の第5条を引用した方針を使うということです。

○教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第40号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第5、報告第14号「箕面市教育委員会公印規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、総合保健福祉センター分室長の職名が児童発達支援センター長に変更されることに伴い、総合保健福祉センター分室長を公印の看守者とする規定を改正する必要があるため、教育長が臨時に規則の改正を代理しましたので、報告するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 事務的な改正ですのでよろしく申し上げます。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第14号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第6、報告第15号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、児童発達支援センターの設置をは

じめとする事務局の組織改編に伴い、総合保健福祉センター分室の分掌事務を児童発達支援センターの分掌事務とし、子ども・若者育成支援施策の一部を青少年育成室の事務分掌とするなどの整備をする必要があったため、教育長が臨時に規則の改正を代理しましたので、報告するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 事務的な改正ですのでよろしく申し上げます。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第 15 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 7、報告第 16 号「箕面市教育委員会小中一貫教育推進監設置規則廃止の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、事務局の組織改編により小中一貫教育推進監が廃止されたため、教育長が臨時に規則の廃止を代理しましたので、報告するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： この案件だけ見ると、小中一貫教育の推進に旗を降ろしたように見えますが、そうではありません。今回新たな組織改革により教育委員会として今年度に力を入れるところは、部活動の地域展開とさらなる小中一貫教育の改革推進であります。部活動につきましては、児童生徒指導室が本来の部活動の日常的な部活動について担っていますが、地域展開の推進については新たに室長級を置いて担います。従来の小中一貫教育についても、学校教育室で担いますが、さらなる小中一貫教育の改革推進のテーマについては、部活動の地域展開のように別に室長級を置きまして専属の職員をつけました。逆に強力に進めるということですのでそれをよくご承知おきください。

○教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第 16 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 8、議案第 41 号「箕面市立学校管理運営規則等改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、一般職と同一の職務権限をもつ副

参事が参事級と位置づけられたことに伴い、参事級の職務に係る規定から副参事の適用を除くため、箕面市立学校管理運営規則等の改正を提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： これも事務的な改正です。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 41 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 9、報告第 17 号「箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局放課後子ども支援室長に求めます。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長： 本件は、学童保育利用に係る申請書について、性別欄の記載を任意記載に変更するとともに、様式への押印を不要とするため、箕面市学童保育に関する条例施行規則の一部を改正する必要が生じたことから、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。なお、本要綱につきましては、訓令の日令和 7 年 3 月 31 日から施行しています。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 性別欄と押印欄をなくすということです。今さらながらの変更で、遅れていると思っており、申し訳ないのですが、他にはありませんよね。今後も同じことが出てきませんよね。

○教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第 17 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 10、報告第 18 号「箕面市学校給食費の取扱いに関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校給食室長に求めます。

○子ども未来創造局学校給食室長： 本件は、令和 7 年 4 月から、学校給食費を改定するため、規則の改正をする必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので報告するものです。第 4 条の 2 第 1 項中「令和 4 年 12 月分から令和 5 年 11 月分まで」を「令和 5 年 12 月分から令和 6 年 11 月分まで」に改めています。また、別表第 1 に定める 1 食当たりの学校給食費の額を、小学校 1、2 年生は 260 円を 286 円に、3、4 年生は 265 円を 295 円に、5、6 年生及び小学校教職員は 269 円を 301 円に、小学校で臨時に学校給食を受けるものについては

270 円を 310 円に、中学生及び中学校教職員は 328 円を 365 円に、中学校で臨時に学校給食を受けるものについては 330 円を 370 円に改めています。

- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（高橋太郎君）： 確認ですが、物価高によって給食費を改定するという  
ことですが、これによって提供される給食の質が低下するなどの影響はありま  
せんよね。
- 子ども未来創造局学校給食室長： この給食費の改定によって給食の質を維持  
することを目的としておりますので、質が低下するなどの影響はございません。
- 教育長（藤迫稔君）： 米の値段が上がっていることについては何かコメント  
ありますか。
- 子ども未来創造局学校給食室長： 確かに今現在、米代が高騰しておりまして  
学校給食にも影響はございます。ただ、給食費自体を改定してきていますので、  
副食の中で、例えば肉の種類を変えるなどの工夫が必要とはなっておりますが、  
量を減らすなどの影響は出ておりません。あくまでも給食費の範囲で今の内容  
を維持できるように努力しているところでございます。
- 教育長（藤迫稔君）： これは先の議会でもかなり議論されたところですが、  
令和 7 年度については給食費を値上げし、1 年間この給食費でいくということ  
に伴う改正ですので、よろしく願いいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第 18 号を採決いたします。本件を報告  
どおり承認することにご異議ございませんか。  
(“異議なし”の声あり)
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認  
されました。
- 教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 11、報告第 19 号「箕面市教育委員会事  
務決裁規程改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を  
子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、事務局の組織改編により総合保健  
福祉センター分室が児童発達支援センターとされ、決裁において決定関与を原  
則不要とする全庁的な運用変更がされたことなどに伴い、関係規定を整備する  
ため、教育長が臨時に規程の改正を代理しましたので、ご報告するものです。
- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： 事務的な改正ですのでよろしく願いします。
- 教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第 19 号を採決いたします。本件を報告  
どおり承認することにご異議ございませんか。  
(“異議なし”の声あり)
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認

されました。

- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第12、報告第20号「長期休暇中における箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局放課後子ども支援室長に求めます。
- 子ども未来創造局放課後子ども支援室長：本件は、国が令和5年度の補正予算により拡充した「こどもの生活・学習支援事業」を令和6年度も令和5年度からの繰越分として実施しており、令和7年度からは、経常事業として実施することになったことから、本事業を活用し、経済的課題を抱えるひとり親家庭などの子どもの進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とし、長期休暇中における学習支援を拡充するものです。なお、令和6年7月9日に改正した要綱が令和7年3月31日限り失効することから再度制定する必要性が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので報告するもので、本要綱につきましては、令和7年4月1日から施行しています。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：令和7年度以降も継続して実施するため制定したということです。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第20号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第13、報告第21号「箕面市受験料等助成金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局放課後子ども支援室長に求めます。
- 子ども未来創造局放課後子ども支援室長：本件は、国が令和5年度の補正予算により拡充した「こどもの生活・学習支援事業」を令和6年度も令和5年度からの繰越分として実施しており、令和7年度からは、経常事業として実施することになったことから、本事業を活用し、経済的課題を抱えるひとり親家庭などの子どもの進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とし、大学受験料及び模擬試験費用を助成するものです。なお、令和6年7月9日に改正した要綱が令和7年3月31日限り失効することから再度制定する必要性が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので報告するもので、本要綱につきましては、令和7年4月1日から施行しています。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：これも先ほどと同じで、令和7年度以降も継続して実施していくため制定しました。

- 教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第 21 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 14、報告第 22 号「箕面市学力保障・学習支援事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局放課後子ども支援室長に求めます。
- 子ども未来創造局放課後子ども支援室長： 本件は、中学校卒業後も引き続き本事業を利用する対象者について、これまでは本市に在住していることを要件としておらず市外在住者でも引き続き事業を利用することができることとなっていたため、市内在住者に限定するため、箕面市学力保障・学習支援事業実施要綱の一部を改正する必要性が生じたことから教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。第 2 条対象者について、「事業を利用して進学することを希望する十八歳以下の者」の後に「本市の住民基本台帳に記録された者に限る」を追加するものです。なお、本要綱につきましては、訓令の日令和 7 年 3 月 31 日から施行しています。
- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第 22 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 15、報告第 23 号「箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。
- 子ども未来創造局子育て支援室長： 本件は、国の「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、要綱の改正をする必要性が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。より多くのかたに利用を促進する取組として、利用者の所得状況に応じ利用料の負担分を軽減することとし、一時預かり保育実施事業者がその利用者負担軽減を実施した場合の加算の項目を別表に追加するものです。
- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： 国の改正に沿って、市も改正したということです。
- 教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第 23 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）

- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第16、議案第42号「箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。
- 子ども未来創造局子育て支援室長：本件は、国の「母子家庭自立支援及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正をご提案するものです。ひとり親家庭の場合の市からの教育訓練費の給付割合60%、20万円上限に変更はありませんが、ハローワークから給付される特定一般教育訓練給付金について、研修終了後1年以内に資格取得などした場合において、本体給付、教育訓練費の40%に加え、10%が追加給付されることとなりました。それによりこれまでひとり親家庭からの市への申請期限を「研修終了後30日以内」としていたものを追加給付を含む「支給額が確定した日から30日以内」へと改正するものです。なお、附則におきまして、この要綱は訓令の日から施行し、改正後の当要綱の規定は、令和6年10月1日から適用するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（高橋太郎君）：前も同じ話をしたかもしれませんが、全体60%のうちの20%について、給付日が1年後ろになる改正という意味でよろしいですか。
- 子ども未来創造局子育て支援室長：おっしゃるとおり、20%の給付が給付金を確定した後になるため最大1年後という形になっております。
- 委員（高橋太郎君）：利用されるかたから見れば、制度は少し不便になってしまうということでしょうか。
- 子ども未来創造局子育て支援室長：どうしても利用者のかたにつきましては給付金が確定してからの申請となりますので、場合によっては1年間経ってからの給付になりますが、給付を2回などに分けて行くと申請者のかたにとって手続きが複雑になるということを考慮しまして、ハローワークからの支給額が確定した後の申請ということにさせていただいております。
- 委員（高橋太郎君）：今後、利用されるかたからの声も拾っていただきまして、改善できるところは検討していただきたいと思います。今現状、改悪されるような形になってしまうかと思いますが、ハローワークからお金が出るということで金銭面では市にとってよい面があるかと思いますが、利用されるかたにとって悪くなってしまうことは否めないため、今後の改善をご検討いただけたらと思います。
- 教育長（藤迫稔君）：他、よろしいでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第42号を採決いたします。本件を原案

どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(藤迫稔君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長(藤迫稔君) : 次に、日程第17、議案第43号「箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長 : 本件は、市内の保育所などにおいて実施している一時保育について、生活保護世帯などに対する利用者負担軽減の項目を新設するため、箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱の改正をご提案するものです。

○教育長(藤迫稔君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長(藤迫稔君) : それでは、議案第43号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(藤迫稔君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長(藤迫稔君) : 次に、日程第18、報告第24号「箕面市見守りおむつ定期便事業実施要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長 : 本件は、見守りおむつ定期便事業実施に当たり、必要な事項を定めるため要綱を制定する必要性が生じ、教育長が臨時に代理しましたので報告するものです。子育て経験のある「見守り配達員」が、生後3か月から1歳の誕生日までの子どもを育てる家庭を毎月訪問し、おむつなどの支給品を届けるとともに、玄関先で5分程度の面談を行うものです。

○教育長(藤迫稔君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員(荒木友博君) : これからだとは思いますが、見守り訪問の中で「地域のつながり」につながった事例や支援につながった実績は残していくとよいと思います。このおむつ定期便は、人が関わる制度として非常に価値があると思いますので、その辺の制度の温度感が伝わるよう丁寧に育てて欲しいと思っております。

○教育長(藤迫稔君) : 他、よろしいでしょうか。

○委員(飯田ひとみ君) : 「承認できませんので」とある不承認通知書がありますが、どのようなかたが不承認になるのでしょうか。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長 : 出生届を提出されたかた、転入のかたなどの対象のかたに申請をご案内しますが、対象外のかたが申請をされた場合、配達の委託先との連携のために設けている申請期限を過ぎてから申請をさ

れた場合、申請書を手に入れていたが提出が遅れており既に1歳を超えている場合などを想定しております。基本は対象のかたにご案内し、申請いただく想定なので、念のため様式として規定しているという認識です。

○委員（飯田ひとみ君）：これはほとんど使わないという認識で間違いないですか。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：はい。

○教育長（藤迫稔君）：他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：議会でいろいろ議論された事業です。令和7年度からの新規事業であるため、我々も事務局の中で議論して今申し上げたようないろいろなことも想定した上で「これが最適だろう」と判断して事業をたてつけていますが、運用していく中で「これは違ったな」とか「このようにしたほうがよい」ということは柔軟に対応していきたいと思います。「このように決めたからにはこれ以外に絶対に変えない」ということではなく、よりよいものにしていくためにその辺はよろしくお願いします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第24号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第19、報告第25号「箕面市産後ケア事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：本件は、産後ケア事業が、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられたことに伴い、利用者への利便性の向上を図るため、要綱改正の必要が生じ、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。利用者の利便性向上を図るための利用方法や支払方法、利用料の変更について必要な事項を規定し、また仲間づくりを目的とした利用者の交流を図り、育児不安の軽減を図るための集団型を開始するための必要な事項を規定するものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第25号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第20、報告第26号「箕面市出産・子育て応援事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案

理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： 本件は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の改正により、現行の出産・子育て応援事業が新たに法定事業として位置づけられる事に伴い、所定の規定を整備するため、箕面市出産・子育て応援事業実施要綱の改正をする必要が生じ、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。子ども・子育て支援法の改正の内容にあわせて、妊婦のための支援給付を受けるための認定の申請、通知、届出方法など、給付金の支払方法など必要な事項を規定し、また妊婦等包括相談支援事業について、事業の実施体制、実施方法、実施内容など、事業実施に必要な事項を規定するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第26号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第21、議案第44号「箕面市びよびよサポート事業（産前産後ヘルパー派遣）に関する要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： 本件は、箕面市びよびよサポート事業（産前産後ヘルパー派遣）の実施にあたり必要な事項を定めるため、要綱の制定をご提案するものです。妊娠中から1歳の誕生月の末日までの間において、多胎児については2歳の誕生月の末日までの間において、体調不良や育児不安を抱える世帯を対象に家事や育児を支援するヘルパーを派遣するもので、10月からの開始を予定しています。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高橋太郎君）： 以前にお尋ねしたときに、想定の利用率が10%から20%というお話があったと思いますが、それは今も変わっていませんか。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： はい。今も10%で予算をとっており、変わっていません。

○委員（高橋太郎君）： その10%の利用を賄うためのヘルパーさんの人材確保に関して目処は立っていますか。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： 事業は委託し、これから公募をしていきますのでそこで調整してまいります。

○教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： これも令和7年度の新規事業です。先ほどの見守りお

むつ定期便事業と同様にいろいろと運用していく中で、利用者のニーズなども調査しながら、できるだけ利用しやすく「利用してよかった」と思うようなよりよい事業にしていくべきだと思いますので、ぜひその辺はよろしく願いいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 44 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 22、報告第 27 号「箕面市親子関係形成支援事業実施要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童相談支援センター長に求めます。

○子ども未来創造局児童相談支援センター長： 本件は、令和 4 年改正児童福祉法により令和 7 年度から新たに親子関係形成支援事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるため要綱の制定をする必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。子どもとの関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者を対象とした連続講座を実施し、良好な親子関係の形成に向けた支援を行うため、対象者や事業の内容、利用の申請などについて規定するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第 27 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 23、報告第 28 号「箕面市情報開示審査会への諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、行政文書の不存在による非開示決定に対する審査請求があり、箕面市情報開示審査会に諮問する必要があったため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第 28 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第24、報告第29号「令和6年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。
- 子ども未来創造局学校教育室長：本件は、令和6年度箕面子どもステップアップ調査結果について、報告するものです。箕面子どもステップアップ調査は「全国学力学習状況調査」と「大阪府すくすくウォッチ」と「箕面体力・運動能力、運動習慣等調査」、「箕面学力調査」、「学習状況・生活状況調査」の全てを合わせた総称でございます。今回はこのうちの「箕面学力調査」、「学習状況・生活状況調査」についての報告をさせていただきます。まず、調査の目的ですが、目的としては、教育委員会が、市内の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証しその改善を図ること、学校は、自校の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、児童生徒一人ひとりへの教育指導の充実や学習状況の改善に活用すること、委員会と学校は、これらの取組をとおして、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することとしています。実施日などや公表については、記載にあるとおりです。なお、各学校の結果概要については、各学校の「ステップアップ調査概要」として各学校から保護者などに説明しております。箕面学力調査の概要についてですが、小学校では、3年生社会、4年生国語、5年生社会、6年生国語、社会、算数、理科が全国平均を下回り、それ以外の教科は全国平均を上回る結果となっています。中学校・小中一貫校では、7年生理科、8年生理科が全国平均を下回り、それ以外の教科は全国平均を上回る結果となっています。特に、6年生英語の正答率は全国平均と比べて10ポイント以上上回る結果となっており、引き続き1年生から英語教育に取り組んでいきます。次に、各教科ごとの概要となります。国語についてですが、6年生国語、8年生国語の複数の資料から必要な情報を読み取り記述する問題において、正答率が低くなっており課題がありました。文章に含まれる情報を的確に理解し、適切に表現するための学習に取り組んでいます。社会についてですが、5年生社会の「日本の国土と人々の暮らし」の思考、判断、表現の力を問う選択問題、7年生社会の歴史領域において、資料をもとに年代順にカードを並べる場合、どの位置が正しいか選択する問題において、全国正答率を下回る結果となっており課題がありました。日頃から日常生活に見られる課題の解決に向け、授業の中で議論したり、様々な資料を基に多角的に考察する活動に取り組んでいます。算数、数学についてですが、6年生算数の分数の乗法の文章問題にあった式を選択する問題、7年生数学の対称移動と平行移動の違いを正しく理解した上で最適解を問う問題において、正答率が低くなっており課題がありました。用語の意味を正しく理解することや、文章を読んで、状況を理解し、課題解決に向けて考えたことを表現する力を高める学習に取り組んでいます。理科についてですが、6年生理科の月の形と見える時刻から月を見ていた方角を推測する問題、8年生理科の他者の予想に対して結

果を見通し質量を推測する問題において、正答率が低くなっており課題がありました。身の回りの事象の気づきや発見、疑問を大事にし、知識・学習したことを関連づけ、観察や実験を行いその結果を分析して解釈するなど科学的に探究する学習に取り組んでいます。英語についてですが、5年生から8年生の全学年の英語の正答率が全国平均を大幅に上回りました。令和6年度の英検IBAにおける英検3級レベル相当以上の英語力を有する9年生生徒の割合は78.3%で、全国平均の50.0%を大きく上回ることができました。引き続き、1年生から9年生までの9年間のカリキュラムに取り組んでいきます。次に学習状況・生活状況調査についてです。「家族や先生に相談できる」という割合は、ほとんどの学年の肯定率が高い傾向が見られます。「自分にはクラスを動かす力がある」「期待されている、頼りにされている」と思っている子どもは、ほとんどの学年で全国平均値より高い傾向が見られました。「掃除当番などの仕事を責任をもってしていますか」について、低い肯定値でしたが、「学校の規則やクラスで話し合ったことを守る」項目については、同程度の結果となりました。引き続き、子どもたちが目的をもって主体的に取り組めるようにしていきます。「SNS上で、いじめにあったことがない」と回答している子どもの割合は、全国平均値に比べるとよい結果が出ています。引き続き、子どもたちからのいじめのサインやSOSを見逃さないよう「こころの日記」機能なども活用しながら取り組んでいきます。「クラスにいいところがある」と回答している割合は、9割を超えるとともに、全国平均値よりも高い結果となっています。引き続き、学級の絆を高める活動に取り組んでまいります。

- 教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（飯田ひとみ君）： 各教科の説明を受けながら、箕面市の子どもたちは文章を理解して要約することが少し苦手になってきているのかなと感じたりします。このようなデータは今まで培ってきているかと思いますが、現場でこのようなデータをどのように使われているか、授業の内容やその子ども個人へのサポートなど具体的に教えていただけますでしょうか。
- 子ども未来創造局学校教育室長： 学校における本調査のデータの活用についてですが、まず各学校が結果を分析しております。そのときに、目指す子どもの姿やそれぞれの学年の目標などと照らし合わせて、成果と課題を分析し、課題については授業改善に生かすという使い方をしております。また、個々の子どもへのサポートにつきましても、各教科ごとの結果が紙で個票という形で届きますので、個票の内容を各教員が確認するとともに保護者の皆様にも共有し、家庭と学校で子どもたちを励まし、課題を把握しながら一緒に取り組んでいるという活用をさせていただいております。
- 委員（飯田ひとみ君）： その分析の部分は先生にお任せしていますか。それともAIのようなシステムのバックアップがあるのでしょうか。
- 子ども未来創造局学校教育室長： 分析の仕方ですが、これまでは各学校で学

年チームの教員管理職、学校全体に関わる教員などが入って結果を分析していました。今はこの蓄積されたデータをAIが分析することで子どもたち一人ひとりの強み、弱みが可視化されたダッシュボードとして見ることができます。そのような環境が整ってきており、そのデータを今後どのように活用していくかというところについては、先生はダッシュボードを見ることで一人一人に合わせた指導に活用し、子どもたちは、SV調査のデータからAIが分析したおすすめ教材、ドリルを活用していくことで個別最適な学習につなげていこうと考えているところです。

- 委員（酒井康生君）： 個別のデータは保護者などには共有されていますか。
- 子ども未来創造局学校教育室長： 子どもたちが1人1台持っているタブレットでドリルの取組状況などを見ることができます。
- 委員（酒井康生君）： 先ほど説明を受けましたが、ステップアップ調査のよいところは経年変化がわかるころだと思います。このような報告書だとしても平均値や全国平均との比較になると思いますが、個々人のステップアップができていないか、できていないか、不十分な部分があるかなど、そのようなところを教師がデータに基づいて見ることに加え、保護者と共有して問題がある場合は一緒に解決していくことも非常に有用だと思っています。全体の平均だけが保護者の目に入っていて、自分の子どもが具体的にどのようなステップを踏んでいるのかを十分に把握できていないのであればもったいないと思います。そのような観点について、既に取り組んでおられる部分もあると思いますが検討していただければと思います。
- 教育長（藤迫稔君）： 今、酒井委員からご意見がありました。事前の協議会でも時間をかけていろいろ議論いただきました。この報告は全国学力学習状況調査と箕面市が独自で行っているステップアップ調査の報告ですが、全国学力学習状況調査については、例えば「全国の5年の国語と比べて、なぜ箕面市の5年の子どもは低いのか」など、何に原因があるのか、今後どこに力をいれていかなければならないのかを全国平均と比べて分析するために、6ページ、7ページのような平均との比較の表をつくる意味はあると思います。今回は箕面市独自で行っているステップアップ調査のデータ結果です。ステップアップ調査は子どもたちの発達段階に合わせてその経年変化を見ていくことが趣旨です。1人の子どもが「1年、2年のときはこうだったけれども、3年になったらこうなった」というような経年変化を見ていき、落ちたのは何なのか、上がったのは何がよかったのかというようなことを見るのが本来の趣旨です。6ページ、7ページのようなものは報告としてはよいですが、これを見てステップアップの意義が発揮しているか、していないかということがわかるものでもないで、来年度は一工夫したいと思います。何の補足説明もなくこれを見た人が我々のやりたいことが分かるようにしたいと思います。単に6ページ、7ページの表

を見ると、箕面市の子どもは何年生の何の教科がよい、悪いという感想だけになります。補足説明がなくても見た人が、ステップアップ調査はこのような目的のために行っており、このような使い方をしているのだとわかるようにすべきです。6 ページ、7 ページの表は、あくまでも参考程度の資料になるのかなと思っています。また、先ほど室長からも説明がありましたが、AI の力も借りながら、また各学校によっては学年で集まって研究会のようなものをして、学年の弱点や力を入れるべき点など、アナログ的な議論をしています。教員の力だけに頼る、もしくはAI に任せるということではなく、両方を合わせながらやっています。ステップアップ調査は非常によいと思っているので、利活用と外への出し方、アウトプット方法を見ていただいて、皆さんがよいことやっていただいているというふうに見えるように、来年度は力入れて修正していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： 本件は報告のみです。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 25、議案第 45 号「箕面市教育委員会審理員及び審理補助員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、審査請求の審理において必要と認められる教育長が審査庁の場合における審理員及び教育委員会が審査庁の場合における審理補助員について、令和 7 年 5 月 10 日に任期を満了することから、引き続き任命することを提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 45 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 26、報告第 30 号「箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、箕面市奨学生選考委員会委員の解職及び任命を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。箕面市奨学資金基金条例に基づき設置する「箕面市奨学生選考委員会」の委員から、去る 3 月 31 日付で辞職願が提出されましたので、これを承認のうえ解職し、その後任として新たな委員を任命する必要が生じたため、箕面市奨学資金基金条例第 2 条の 2 第 3 項及び第 4 項ただし書の規定に基づき、4 月 1 日付で任命したものです。

- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第30号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第27、報告第31号「保育・幼児教育サポーター任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育・幼児教育センター長に求めます。
- 子ども未来創造局保育・幼児教育センター長：本件は、箕面市における保育・幼児教育の質向上に係る就学前保育・教育施設の訪問及び相談業務を行う保育・幼児教育サポーターの任期が令和7年3月31日で満了したことに伴い、箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー等設置要綱第1条第2号の規定に基づき、新たに保育・幼児教育サポーターを任命する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第31号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第28、報告第32号「箕面山ニホンザル保護管理委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局天然記念物室長に求めます。
- 子ども未来創造局天然記念物室長：本件は、箕面山ニホンザル保護管理委員会委員の解職及び任命をする必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。箕面山ニホンザル保護管理委員会条例に基づき設置する箕面山ニホンザル保護管理委員会委員から去る3月31日付けで辞職願が提出されましたので、これを承認の上、解職するとともに、箕面山ニホンザル保護管理委員会条例第3条第2項の規定に基づき、その後任として、新たに4月1日付けで任命したものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第32号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第29、報告第33号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりご報告するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第33号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第30、報告第34号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長：本件は、去る令和7年3月13日に開催された令和7年第3回箕面市教育委員会定例会及び令和7年3月27日に開催された令和7年第1回箕面市教育委員会臨時会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。
- 教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第34号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（藤迫稔君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見などありますでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）：大阪・関西万博が開幕いたしました。この件については、これまで教育委員会協議会の中でも、随時報告し、ご議論いただいておりますが、現時点での内容について報告できることがあったら共有していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
- 子ども未来創造局学校生活支援室長：4月13日から大阪・関西万博が開幕しまして、箕面市立学校においても校外学習として参加を予定している学校がございます。ここから参加予定の学校の時期やそのほか学校現場から聞いている声なども紹介させていただきます。箕面市立学校では最終的に中学校3校が不

参加、それ以外の学校は全校、全学年が校外学習として参加することを予定しています。それに伴いまして、就学援助費や引率する教職員の旅費、介護タクシーの費用など合わせまして1,400万円程を令和7年度予算に計上しているところです。参加の単位ですが、全学年が1日で実施するところもあれば、学年単位や複数学年の組合せで、数日に分けて実施するところもあります。また、実施の時期は、1学期が約4割、2学期が約6割となっております。交通手段は、電車を利用する学校が中学校で1校、シャトルバスと電車を併用する学校が中学校で1校、それ以外はバスを予定しています。児童生徒には「学校団体割引券」の種別の二次元バーコードが印字された紙媒体のチケットとネックストラップが配布され、一般入場と異なり、個人情報登録することなく団体入場口から入場することが可能です。また、大阪・関西万博のことを紹介したB5サイズのリーフレットが1人1冊ずつ配布されると聞いております。本日お借りできたので持ってきましたが「大阪・関西万博の見どころガイド」というものです。「さあ未来のワクワクが詰まった万博会場へ」と会場の地図が掲載されているところから始まり、パビリオンの紹介、スペシャルデーの紹介、グルメのことや未来の空飛ぶ車の話、会場への行き方、大阪ウィークの紹介なども載っています。低学年用にはルビが振られるなどの工夫もあり、子どもにとっても読みやすい読みものになっているように感じております。時期については、一番早い学校で来週4月22日から校外学習が始まります。一部の学年だけのところも含めると4月、5月の2か月間で6校が実施していきます。それに先立ちまして、既に数校が下見を実施したと聞いております。何校か話を聞きましたところ、全体の印象としては「会場に行くだけで子どもたちはわくわくしそう」、「大屋根リングに登れば、それだけでもよい思い出になるのではないかと考えている」など前向きな感想をお持ちでした。課題に感じたことも聞いておまして「団体入場が実際どれぐらいの時間がかかるのだろうか」、「割り当てられた団体休憩所から予約できたパビリオンまで距離があるため、休憩場所を変更することも含めて当日の動線をしっかり考えないといけない」、「気温が高くなる日の対策に関してしっかりしていかないといけない」などの声がありました。また、4月6日に会場内で5vol%を超えるメタンガスが検出された報道がありました。その日以降、保護者のかたから安全性を危惧する問合せが学校や事務局に5、6件ほど届いております。また、同じきっかけで市議会の一派のかたからも、子どもたちの安全が保障されないとして、大阪・関西万博への参加を中止する申入れがありました。メタンガスに関しましては、博覧会協会におきまして、昨年の爆発事故から、有識者による調査、検証を経て、建物の施工などでの安全対策がとられておる他、会期中は継続的に調査、測定が行われると聞いています。また、そのほかの安全対策についても、博覧会協会が「防災基本計画」と「防災実施計画」が示されております。まだ開幕した

ばかりですので今後もほかの課題などが出てくるかと考えております。事務局としても今後の動向をしっかりと注視し、府教育庁や学校と連携をとりながら、各校の状況を見守ってまいりたいと考えております。以上、簡単ですが、ご報告といたします。

○教育長（藤迫稔君）： この件について、ご意見などありますか。

○教育長（藤迫稔君）： 冒頭の教育長報告で少しお話ししました大阪府都市教育長協議会が開催されましたが、やはりこのことが話題になりました。皆さんやはり気にされているということです。結論から申し上げますと、大阪府都市教育長協議会で要望書を出すことになりました。要望書の内容は2点あります。1点目は、テストランで明確になりましたが、入場に時間がかかることについてです。手荷物検査が非常に厳しく、1時間から1時半かかります。空港と一緒にポケットに入っているものは全部出す、上着を着ていたら脱いでかごに入れる、小銭は入っていないか確認するなどかなり時間がかかるということがテストランでわかりました。ただ、学校団体については、協会が出しているマニュアルを見ると、手荷物検査なしで団体入場口からの入場が原則とされていますので、子どもたちは大丈夫だと思っています。しかし、マニュアルにただし書があり、団体入場口が混雑している場合は、一般入場口に整列して手荷物検査を受けて入場する旨が記載されております。大阪府都市教育長協議会の中で、そのような例外は不適切であるため、学校から行く子どもたちについてはいかなる理由があってもスムーズに入れてほしいということをお願いして上げました。2点目は、今、室長からも報告がありましたが、メタンガスの問題についてです。これについても少し話題になりましたが、既に以前から要望書を出しております。また、協会もしっかりと対策していただいています。今回、4月6日に発覚した事案についても、すでにさらに対策をしていただいているということで各教育長も特に心配はされておられません、やはり報道が出ましたので、報道を見た保護者のかたが心配されるかもしれません。要望書を出すのであれば、この部分についても触れておこうということで「徹底をお願いします」との要望書を出す運びになりました。また、報告を聞いて感じましたが熱中症グッズを絶対に持って行くように言ってください。熱中症グッズの中身を確認して使用期限が切れているようなことがないようにしてください。ぜひよろしくお願ひいたします。

○委員（飯田ひとみ君）： 私も万博に行かせていただきましたが、冷たい水が出る給水場が2、3か所ありました。子どもたちが自分で給水することも学びだと思うので、そのようにするようお声がけをお願いいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 他、よろしいでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： 他に事務局から「その他、教育行政に係る報告等」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○教育長（藤迫稔君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案7件、報告21件は、全て議了いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：これをもちまして、令和7年第4回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時21分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）